

平成27年8月24日

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線) 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第12回 ILO 海事協議会の開催について

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、下記のとおり、政府、使用者及び労働者の代表者による、「第12回 ILO 海事協議会」を開催いたします。本協議会は、「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（ILO 第144号条約）」に基づき、毎年開催しているものです。

記

1. 日 時 8月26日（水） 14：00～
2. 場 所 中央合同庁舎3号館10階 海事局第6会議室
3. 議 題 (1) 2015年 ILO 年次報告について
(2) 意見交換
(3) その他

※ ILO海事協議会は公開とさせていただきますが、カメラ撮りは冒頭のみとし、それ以降の撮影はご容赦願います。カメラ撮りをご希望される場合には、13時50分までに会場の入り口までお集まり下さい。

※ 議事概要については、後日、海事局のホームページにて公開します。

- <参考> ILO 海事協議会のメンバー 別紙1
ILO 第144号条約抜粋 別紙2

第12回 ILO 海事協議会メンバー名簿

(労働者側)

立川博行	全日本海員組合	政策局長
勘場賢次	全日本海員組合	総務局長 兼 水産局 水産部長
渡辺裕之	全日本海員組合	国際局 外航部長
和田文男	全日本海員組合	国内局 国内部長

(使用者側)

田中俊弘	一般社団法人日本船主協会	常務理事
藤岡宗一	日本内航海運組合総連合会	審議役
木上正士	一般社団法人大日本水産会	事業部部長
岩瀬恵一郎	一般社団法人日本旅客船協会	労海務部長

(国土交通省海事局)

高田陽介	海事局	船員政策課長
佐藤三雄	海事局	船員政策課 雇用対策室長
風巻由次	海事局	船員政策課 労働環境対策室長
伊崎朋康	海事局	船員政策課 国際業務調整官
吉田元紀	海事局	船員政策課 課長補佐
田淵一浩	海事局	安全政策課 船舶安全基準室長

【オブザーバー】

(水産庁漁政部)

山内 精	水産庁 漁政部企画課課長補佐 (漁業労働班長)
------	-------------------------

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約

(ILO第144号条約) (抄)

第2条 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、第5条1に規定する国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。

第5条 この条約に規定する手続は、次の事項に関して協議することを目的とする。

- (a) 国際労働総会の議事日程中の議題に関する質問書に対する政府の回答及び同総会において討議するために提案された文書に関する政府の意見
- (b) 国際労働機関憲章第19条の規定に基づく条約及び勧告の提出に関連して権限のある機関に対して行われる提案
- (c) 批准されていない条約及び実施されていない勧告について、これらの条約又は勧告を批准し又は実施することを促進する為にいかなる措置をとり得るかを検討するため、適当な間隔を置いて行う見直し
- (d) 国際労働機関憲章第22条の規定に従って国際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題
- (e) 批准された条約の廃棄に関する提案

2 協議は、1に掲げる事項に関して十分な検討を確保するため、合意によって定める適当な間隔を置いて（少なくとも年に1回）行う。